

## ○免許関係事務委託実施要綱の制定について

(平成6年4月25日甲通達運免第25号)

免許関係事務は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の規定により、都道府県公安委員会は免許関係事務の全部又は一部を委託することができることとなった。

これを機に「免許関係事務の実施等に関する規程」（平成6年静岡県公安委員会規程第4号）を制定し、さらに別添のとおり「免許関係事務委託実施要綱」を定めて、平成6年5月10日から実施することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

別添

### 免許関係事務委託実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、免許関係事務の実施等に関する規程（平成6年静岡県公安委員会規程第4号）第6条の規定に基づき免許関係事務を適正に実施するために必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 処理方法等

県本部運転免許課及び警察署における免許関係事務は、免許関係事務の実施を委託された機関（以下「受託機関」という。）に処理させるものとする。

#### 第3 指導監督等

受託機関に対する指導監督は、県本部運転免許課長、運転免許センターにおける直接の指導監督は運転免許センター管理官、署における直接の指導監督は署長が行うものとする。

#### 第4 事務処理実施要領

事務処理に当たっては、免許関係事務の実施等に関する規程、自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年県公委規則第6号）等に基づき適正、公平かつ迅速に処理しなければならない。

#### 第5 事務処理の内容

受託機関が実施する事務の内容は、法第108条第1項の規定により次の免許関係事務を処理するものとする。

- 1 受付事務（運転免許証等更新、運転免許証等経由更新、運転免許証等再交付（記録）、運転免許受験申請、運転免許証等記載事項変更届出、免許保有状況変更及び署名用電子証明書送信）
  - (1) 申請自動受付機の操作説明（運転免許受験申請及び署名用電子証明書送信の場合を除く。）
  - (2) 申請添付書類の確認及び点検
  - (3) 申請者と申請書類等の確認（運転免許証等更新、運転免許証等経由更新及び免許保有状況変更の場合に限る。）

- (4) 写真の規格及び本人の確認（運転免許証等更新、運転免許証等経由更新及び運転免許証等再交付（記録）の場合に限る。）
  - (5) 申請書の配布及び記載説明
  - (6) 質問票の回答、記載日及び氏名の記載の有無の確認（運転免許証等更新及び運転免許証等経由更新の場合に限る。）
  - (7) 受験要領の説明（運転免許受験申請の場合に限る。）
  - (8) 県証紙等の消印及び受付印の押印作業（運転免許証等更新、運転免許証等経由更新、運転免許証等再交付（記録）及び免許保有状況変更の場合に限る。）
  - (9) 申請要領の説明及び申請立会い（署名用電子証明書送信の場合に限る。）
  - (10) 個人番号カード及び本人の確認（署名用電子証明書送信の場合に限る。）
  - (11) 申請者と処理状況の確認及び処理後の説明（署名用電子証明書送信の場合に限る。）
  - (12) 法令改正等の資料の配布
  - (13) その他これに付随する事務
- 2 通知事務（運転免許証等更新及び高齢者講習）
    - (1) 電算処理及び内容確認
    - (2) 印字作業及び通知書作成作業
    - (3) 通知書発送事務
    - (4) その他これに付随する事務
  - 3 通知事務（臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習）
    - (1) 通知書作成作業
    - (2) 通知書発送事務
    - (3) その他これに付随する事務
  - 4 診断書提出命令書発送事務
    - (1) 通知書封入作業
    - (2) 通知書発送事務
    - (3) その他これに付随する事務
  - 5 キャッシュレス決済取扱事務
    - (1) 手数料納付方法の確認
    - (2) キャッシュレス決済の留意事項の説明
    - (3) 手数料金額の確認及び説明
    - (4) 手数料の納付作業
    - (5) 申請書への領収証書貼付及び領収印の押印作業
    - (6) その他これに付随する事務